

第2班第四回研究会報告書

日時：10月14日（金）14:00 ~ 16:00

会場：キャンパスプラザ京都 6F 龍谷大学サテライト教室

参加者：富野 暉一郎、大矢野 修、阪口 春彦、林田 久充、広原 盛明、深尾 昌峰、松浦 さと子、山口 洋典、田村 瞳（敬称略）

議題：

- 1、公共政策カリキュラムについて
- 2、GP について
- 3、その他

配布資料：

- 1) 公共性と公益の関係に関する小考察 ver.1（富野報告）
- 2) 「特色ある大学教育支援プログラム」および「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」における地域連携に関する採択取組の概要（阪口報告）
- 3) 国際シンポジウム企画（案）

内容：

1、公共政策カリキュラムについて

まず、富野先生による公共性と公益の関係に関する報告がレジюмеをもとに行われた。

【富野報告】

趣旨

「公共性をどのように捉えるか」の（前研究会時の 08/28/05）議論を踏まえ、「公益との関連で公共性をどのように定義していけばいいのか」を視点とし、地域人材像の明確化、そしてどのようにして統合的な研修システムにつなげていくかに関する考察

伝統的な定義

（1）公益

* 伝統的な公益の定義

漠然としたもの、多様なイメージを持つ

特定の個人や企業の利益ではない、社会全体の福祉の向上、

多数の関係者に対して便益を与えるモノとコト、

対象となる社会の安全保障と秩序の維持

* 公益性の判断や担保の責任主体はどこにあるか

国家 - 根源的には憲法の規定

日本の場合 代表民主制 - 議会が判断、事実上は執行機関である行政が判断、司法が担保

を担う（三権分立）

（２）公益と公益性の関係

* 議会・行政 - 公益を代表 公共性は行政に排他的集約（行政のみが公益を代表し、担保できる） 公共性の本体 - 行政

* 公共性の定義

伝統的な公益の実現、(公益の実現)擁護のための諸活動が持つ社会的機能、
基本的に非営利・公共経済領域 - 基本的社会的セクターとしての位置づけ

* 他のセクターとの関係

住民の諸活動は、公共性を付与されず私的領域に分類

企業活動は市場経済領域であり、公共性を持たない

委託は受けることができるが委託の主体となって行政の公共性を担うことはできない

（富野先生による）仮説的定義

（１）新たな公益

* 当該社会が、持続的な発展を実現すること = 公益

持続的な発展の定義...環境の持続性 + 経済的持続性 + 社会的持続性

公益性の判断と担保の責任主体は、行政には集約されない

政府・市場・市民の各セクター間の社会的役割分担に対応した責任、権能が分散

補完性とマルチパートナーシップガバナンス

公益性の分権、分散原理と緩やかな統合を持つものへ

公益性の担保 - 各セクター間の合意形成の制度化と陪審型司法判断（従来の司法に市民社会が入り込む）

（２）公益と公共性の関係

* 公共性の政府による独占の排除

公益の諸側面（３つの側面）に対応する多様な公共的主体・公共敵領域の存在

公共性 当該社会の持続可能性を高める諸活動が持つ社会的機能

基本的にその主体が営利的主体であるか非営利的主体であるかを問わない

主体が持つ社会的機能の側面に注目して公共性は定義されるべき

（ 全てのセクターが公共的活動と反公共的活動の主体であり得る ）

* 公共性の定義

ある限定されたセクター間で行われるものではなく、空間的定義になるのではないか
二次元的公共空間による定義（レジユメ参照）

質疑応答

阪口

主体ごとに分けるのは、限界があると思う。主体ではなくて、機能に目を向けるのはいいい提案。社会的持続性はどのように定義するのかもう少し聞きたい。

富野

国際社会の開発概念の中で持続性は言われてきた。最初は環境的持続性が中心だったが、ここ5年ぐらいで変わってきた。EUが地域政策を展開する中で、持続性の観念を拡大した。そこで言われているのは、環境的持続性と経済的持続性と社会的持続性。環境的持続性は分かりやすい。経済的持続性は、雇用が確保され、いわゆる一定の経済的循環が内部的に保証され、それによって人々の生活が経済的な豊かさを獲得できる。社会的持続性は、社会の中で連帯的活動が保証されるような社会でなければ、次世代の健全な社会人を育てることができない、成熟型社会になり高齢化、少子化問題が出てくる。その中で、制度がそれを支えていくにはコストもかかり、現実的に一定程度の保障しかできない。そういうものに柔軟に対応していくためには、社会的連帯性が保証されなければならない。それは、人々のネットワークであり、連帯的活動であり、それを保証するような制度であると。そういうものが社会の中であって、初めて社会は安定的であり、人間らしく生きることができる。人々の関係性がきちっと存在し、それが有効に機能するような社会制度的かつ社会運動的要素が社会の中にあるという意味。これを公益と定義するのはいいかなと思っている。

阪口

持続的な発展の中身の要素として3つあるとする。社会の発展とは何かは、要素に分けるのではなくて、従来の言葉で言うと、公共の福祉とかでいいのか？

富野

公共の福祉と言うと、公共を定義しなければいけないので、そのような状況を作りたくないと思っている。だから、公共の福祉の中身はこういうものと言うのは言ってもいいと思う。

広原

今の質問と関連するが、新しく概念規定をする場合、従来の概念の発展的な、連続的なもののほうが受け入れやすい。公共の福祉、最大多数の最大幸福、要するに人類にとって人類が持続的発展のための基本的要件みたいなものが公共性の中身とするならば、そういうものと今度の新たな持続的発展との関係は？持続するだけでいいのか？目的性、何のためにするのか？それを実現していくためには、今みたいな概念ではだめという論理構造にな

っていると思うが、そうするとこの新たな定義でいわゆる持続的発展だけでいいのか、それとも今まで持ってきた価値を含んだものとして再構成したらいいのか？

富野

公共の福祉の実現や公共の福祉が公益であるとの考えは読み替えると、具体的な内容は？と言ったときにこういう内容ですよ、と言うことはできる。最終的に人々が幸せになることだと。だが、公共の福祉はいろいろと解釈がある。幸せというのは多様。そういう意味では、人々の幸せが公共の福祉だと言うとあまりにも漠然としすぎるのではないか。具体的にこういうものを実現することが人々が幸せになる基本的条件だと。

広原

そこが引っかかったところ。プランニングの領域でも最近の流行は手続性。要するに住民参加でワークショップをして、決まったら自動的にある種の普遍的な価値に導かれるようなレットルを貼ってる。何のためにするのかという目的性が軽視されている。否定的に捉えられている。今まで一部の人間が独占した目的性や公共性を押し付けてそれを上からやってきた。そのリアクションとしては非常によく分かる。マスタープランではなくてマスターシステムとか。でも議論さえしたらそういうものが持続的に導かれるのかというと過去のジェネレーションからすると複雑。

阪口

私の専門の社会福祉の分野は、客観的な条件をどう整えていくかの議論と、同時にあるいはそれ以上に主観的な感覚や思いを大事にする。そういう意味で言うと、富野先生の客観的な条件を整えるというのは社会科学の分野では一般的な考え方。社会福祉の分野では、特殊で主観的な条件を重視する。社会福祉の研究者である立場からだとな個人的にしっかりこない面がある。

富野

あえてしなかったのは、誰が公益を判断するの？というところにかかっている。主体をきちっと明確化していく論理的な整合性を問う必要があり、そのためには分析的な対象になるような定義の仕方の方がいいのではないかと思った。

阪口

2段の議論が必要と思う。私は主観的な感覚の充実が一番上にあるが、それだけを議論するのは限界がある。それを具体的に研究の対象としていくには指標としてどういうことがあるかという組み立てが必要だと思う。

広原

誰が公益性を判断するのか、従来は司法が担当するとか、そういうある特定の分野の人の判断に従うのが一つのやり方。判断も重層的な構造を持っていると思う。集約的には、憲法上の判断があると思うが、それがどの程度世論の支持を得ているかという形で国民的な評価を受けるとか、そういうものを組みこんだものでないといけないのではないか。ここで言っているのは、重層的なものをマルチのものに変えようとしているのか。

富野

ここで強調したのは、役割分担の補完性を考えた。公益性を担う主体は多様に存在するので、それを重層的とみるのか、補完的とみるのかという問題がある。私は補完的だと思う。

広原

それは機能主義的に捉えているのか？

富野

そうですね、民主主義の観点から言うと重層性がある。そこは抜けていた。おっしゃるとおり。そこをどうするか。

山口

理系の定義というのは使うための定義。結局、それがカリキュラムにつながっていく。新しい公益とは、従来の公益の概念から何かを排除しようとするのか、むしろ取り込もうとしているのか。まだ感覚的に捉え切れていない。もし広げていくのであれば、広げる理由が必要。なぜそのようになるのかの説明がつけばいい。環境的、経済的、社会的というのが恐らく重層的なものになってくるかもしれないが。逆に狭める場合、何を排除するのかを。公益でないものは何なのか、がよく分からない。つまり、これで公益ではないものをきちんと説明できるのか。 ではないで語れるのか。これで言いたいことが言えるのか。出口の問題から考えていければいいなと思う。

富野

今回ののは、社会の構造の組み換え。だから、どちらかというところを広げていく方向。それはこの絵を見れば分かる（レジユメ参照）。公共空間を官・民から公・共・私の3つのセクターに拡張している。今まであまりにも大きくまとまりすぎていたものをもう少しよく見えるように分けていく。分権型でなおかつ分散型に。ガバナンスは、ドミナントがコントロールするのではなくて、それぞれが緩いガバナンスを形成していくような構造にしていこうというのだからどちらかというところを広げていくほう。2つ目は、なぜ我々がこのような議論をしているのかは、地域人材のあり方を決めていくわけ。そのような定義作りをするとした

ら、構造にのっかって公共空間に存在する要素を抽出していかなければいけない。そのような作業には、持続性の概念などを使って操作していくのが一番できやすいと思う。3つ目の問題については、アンチの部分は要するにすべてのセクターが公共的活動と反公共的活動の主体にあり得ると。つまり、企業が公共的であるのか、この団体が公共的なのではなくて、活動の内容によって公共的でもあるし、公共的ではない。その公共性のメルクマルが持続的社会的形成因としてのプラスなのか、マイナスなのか。かなり基準は明確に設定できるだろう。セクターによって公共性に違いがあると考えてではなくて、機能によって活動の内容によって持続性というフィルターをかけて見ていく。先ほどの問題に戻るが、哲学上の問題がある。福祉というのは、人間的な概念。哲学的な概念で見ると、果たして人間だけが特殊な存在なのかという問題がある。最近の裁判でも北海道のなきう請求訴訟で、つまり動物の立場に立って動物の福祉のために裁判があった。あれをどのように捉えればいいのか。そうすると、もう少し福祉の言葉を使うのであれば人間のところから枠を広げればいいのか。そういう哲学的な命題があるのではないかと考えている。自然のいろんな要素と接続している。そこを切って人間だけがというところで組み立てていいのか。

阪口

今の社会は人間が中心に動いている。そののところも言うなら、パラダイム転換が必要である。人間以外の生き物に対してどう考えるかという、同列に考える考え方、人間にとって動物が虐待が受けていることを見て人間が悲しむ、そうならないように人間が悲しまないように。捕鯨がそう。鯨のためにというよりは、鯨が食べられるのを人間が見て悲しむところからきている。本当に動物のためなのか、人間が悲しまないようにするために動物を守るのか、2つの議論からきている。

富野

それには、重層的な考えを持っている。つまり、動物のためなのか、あるいは人間のためなのかという2項対立ではなくて、接続しているのではないかと。人間的なるモノと動物的なるモノ、植物的なるモノ、遺伝子レベルで言えばかなり接続している。重層性を持った自然や人間の理解の仕方の中で福祉を考えていくことになる、動物のためになるから人間が我慢するとかではなく、お互いに存在していくからこそお互いに生きられるという意味での重層性があるということをも前提にした福祉も考えられるのではないかと。だから、あえて福祉の言葉を使うと意味が狭くなるような気がした。

広原

福祉でも今はウェルフェアビーイングというのがあってビーイングのほうにいて、福祉的生存、生存の内容の一つの局面に福祉というものがあって、よりよい生存、それは持続

的生存になっていくかもしれない。福祉の概念もだんだんそちらのほうに広がっていつているような感じはする。

富野

そういう意味では、持続性を機能主義で思いたくない。ある意味、哲学的観念で思いたい。

深尾

そういう意味では、この図ももっとでこぼこかもしれない。3次元的なものかもしれない。よりよく生きるために、幸せのためにとか倫理的なことは何となくわかるが、この図と現実の社会の狭間をどう表現していくか。そこは相当開きがあると思う。この図はわかりやすいが、この図にもっていくというのか、それともこうあるべきだという新しい社会像を提示するのか。多分、後者だと思うが、そのときにここに表現されている組織は古典的かもしれない。もう少し具体的なあり方を言っていたらとよい。

林田

この図で官が公共だと。新しいところは、広げる方向だと。私の第3セクター、要は公が私の部分、共のところに入っているところだが。この領域がひょっとしたらもっと下までくるのか。それは過去にあって、今やられてないものになるのかなと思った。例えば、国土(交通省)が軽井沢のあたりとか群馬県のあたりに道路をつくってきた。それは私がつくってきた。そして、宮崎で観光開発は民の資金でやった。それは持続性の観点からみると、経済地域の経済、町衆の文化みたいなものをかなり支えてきた。ただし、ある時期から公・行政がやるようになった。が、もともと無理があったのではないか。今の時代、私の企業がそういう観点で、市場性と営利を出しながらも地域のあるものを支えるというダイナミズムみたいなやり方が一方ではやれないようになってきているかもしれない。一時期、道路を必ずしも行政がしなあかんのかという議論があった。その議論時の「公共」の受け止め方もそうだが、この新しい提案の図の中にそういう機会も含めるとすると、それに対応する人材が結局すべての人になる。私企業が本当に公とつながることがあるのか。

富野

日本の第3セクターの概念は特殊。要するに、官と私企業の癒着構造の形が多い。本来的に地域づくりをやっているようなジョイントセクターの形になってない。それが問題で、今まで日本で行政が主に推進してきた第3セクターともう少し地域づくりの中でみんながジョイントでやっていくネットワークセクターみたいな形の第3セクターと分けて考える必要がある。この研究会ではそういう分け方はしていなかったはず。むしろ、今の話はコミュニティセクター等に近いところの話になってくると思う。

阪口

セクターで、主体に限定しない発想に立つと、教育の場面で考えた場合、かつては行政マンを育てることによって、地域人材を育てることがイコールだったけれども、そうじゃないよということが言いたいのか。そこが我々がやるべきことは専門家養成だけではなく、市民教育もということが、この図を見て改めて感じた。

富野

いくつか教育の段階があって、1つはこういう社会構造を前提とした広い意味での市民教育。例えば、学部段階の教養課程。それから一定程度のそれぞれのセクターの公共性というところで共有できるある程度の専門性。例えば、財政や法律についての理解。そういうものについては学部レベルのあるレベルの専門性の分野になってくると思う。また、それぞれが機能を担って社会的役割に対応した専門性というのもあって、そこは学部の後期や大学院のマスターコースでかなりきちっとやって、しかもリカレントでも再生産してやっていく。こういうイメージを持っている。だから、そういうことにつなげるように、この構成をした。こういうことが前提になると、逆にカリキュラムなどどのような教育をどのようにするかがかなり明確になってくると思う。

広原

意図はよく分かるが中身についていけない。持続的発展というものが、どれだけの膨らみ、既存の価値、概念を吸収しうるだけのものとして皆に認知されているのか、いくのかという判断があると思う。かつての信善理とかを言っても仕方がない。もう少し具体化してそういう普遍的な価値の介入にブレークダウンしたところで今までいくつか設定して実現するためにいろいろできたわけで、それを担う主体は誰が一番近いのか、という形で公益性や公共性が具体化してきた歴史がある。そういう流れの中で、この持続的発展はどういう形でそこに入れ込んでくるのか、の脈絡がうまくつけられればと。

富野

そのあたりで多少検討がつけられるのがあって、社会の中でいろいろなセクターの補完性がある程度想定している。例えば、私は行政に関しては権力性がかなりあると思う。権力性が行政の主体となるとすると、権力性として持つべき、いわゆる公益性が担うべきものはなんなのか、となると、先ほど言ったような公益性などが出てくると思う。だから、今まで言われていた行政が主として担っている公益性はその整理がされていない。権力の持つべき範囲はすべて公共性の範囲だと思う。それが一般的に言われているような伝統的な公共性の中で言われている公益性などになってくる。例えば、NPOであれば必ずしも公益性を持たなければいけないとか等の議論ができる。企業も。そういう形で、セクター間の役割分担の挿図が決まってくるとそこにおける公共性を個別に改めて定義ができるだろう

と思っている。だから、まったく切ってしまうのではなくて、今まで言われてきたものをきちんと整理して、どこの公共性はどういう内容を持っているのかのきちっと公共性の中身について、機能も含めてだが、分類していくとよりよく理解できるのではないか。

広原

サンプル2つ。

橋かけ論争。どんな人でも住民が反対するのであれば橋をかけないということが共感を巻き起こした社会現象があった。それはよく分かる。今自然を破壊する高速道路網橋についても反対して止まっている状況もよく知っている。橋をかけた方がいい、それともかけない方がいいというのを住民の議論だけで決まるのかというのが技術分野にはある。というのも、橋を持っている機能、公共性や公益性がすべて出尽くして、皆が理解して、討議すればまっとうな結論に至るという前提の下に、その反対というものに対して決定権を与えている。しかし、市民とかはそういう完璧な人間ではないし、情報的な非対称性がいっぱいある。専門的に分からないところもある。そういう中で議論する、そういう情報環境の不確かさが誤った議論になる場合もあるので、そういう兼ね合いをどうするのかということがずっと言われている。

コンペティション、競技設計。京都駅のビルをつくる時、原宏という建築家を選んだ。市民投票をかけたわけではない。決断は市民にしても専門化にしても相対的なもの。特定の専門家がある価値判断に基づいて決めるというだけでは満足できない。あるいは過去のコンペティションの歴史を見たときに、その時代の持っている制約によって、今から見るとはるかにいいという評価もある。何がいいかというディベートになってくると非常に相対的なものなので、絶対的な価値観をもって決めることはできない。だから、歴史的な制約を例にした上で、市民討議でやってもいいのではないのか、住民投票で。それで決まったらそれはそれとしてという漸進主義。ある段階で定義そのものの絶対性を競うものではない。定義そのものも非常に相対的なものだから。

富野

私も市長という立場でしたから。道路自体、いまや市民から嫌われる。反対されながら行政がどういう形で決めていくのかは非常に難しい。一つは権力的に決めていっていいのか。もう一つは、直接民主制で決めるとしても多数決原理でいいのかどうか。この2重の構造があって、価値観が多様なため、これは完全に解決することはできない。社会が有効に機能していくような制度としてどういう風にそれをセットしていくか。制度は歴史的に変わっていくものだから、相対的にしかなれない。そういう意味で、相対的なものということ相互に承認しながらそこでのベストウエイを決めていくやり方があると思う。そこで問題なのは、美濃部さんの発言がなぜあれだけの共感を得たのかは、相対性を持っていなかったこと。行政は絶対であるというもとにそれを実施していくこと。行政自身も相対化さ

れるというそこが大事。ダムの場合もそうだが、行政もある場合は計画を変更するという相対的な合意形成が有効的に機能するというようなあり方がマルチパートナーシップであると思う。最終的に決まらなかった場合、誰が決めるのか、どういう仕組みで決めるのかはきちんと決めなくてはいけない。そういう問題だと思う。そこでは、代理性という権力機能はありうる。しかし、合意形成手続きの有効な機能も必要。いくら持続的な発展と言ってもそれ自体相対的な概念。何が本当に持続性を持っているのかという。公益をあまり固定的に考えるのではなくて、相対的なものであることと、決定そのものを相対的な上で、しかし制度化しなければならない。そういう問題だと思う。

松浦

最近ブログで発信する個人の若者たちの発信は、群れをなして公共性を作るという状態になっている。そういう個がこの図の中でどのような関わりをして、どんなつながりの中にそういう関わりをもっていくのかに関心を持っている。持続性のところで、公開性はという価値判断を持つのか、すべては相対的なものだが、基準となる情報・議論はすべて公開されている上で、最終的な決断になる。その公開性をどこで担保するのか、その反対である個人の発信は、公開すれば公共性があるわけではないので、そこをどういうふうに理解していけばいいのかという疑問ばかりが浮かんだ。

富野

個の位置づけですが、仮説的定義の(1)の2個目の*に。個人も市民。その行動をどうするのかというのは、個人だから公共性がある、ないという判断をするのではなく、個人のそれぞれの活動が持続的発展の側に組しているのか、そうではないのかの内容によって個人の公共的な役割を判断しようということで公共性を提案している。公開性とかコミュニケーションの問題は、ある意味社会的持続性の問題。つまり、個人が独立しなおかつ連帯的に行動できるためには、コミュニケーションが有効に機能し、自由に交換できることが大事。そういう意味では、社会的持続性をきちんともっていくというのは、そういうところにつながってくる。

松浦

例えば図の中には、ある程度組織がたくさん書いてあるが、個人はそれぞれの活動によって関わってくるところが選ばれていくと？

富野

そうではなく、これは公共空間を、どこがどういう風に補完関係を持って満たしているか。誰が公共性を持っているのかではなくて、補完関係をどういう形で持っているかということを示している。そういう意味では、権力的な軸と非権力的な軸、営利・非営利の軸を

合わせて見ると、役割分担がどういう風になっているか。だから、個人はどこでもありうる。

松浦

よく議論の中での公共性があるとかないとかをこのマトリックスで解くことができるのか。

富野

そうではない。これは公共性あるものをどういう風に分類していくか。だから公共性なるものを権力・非権力、営利・非営利で補完的にどこに位置づけるだけの問題。

以上

まとめ

いくつかの提案を出し合い、その案をもとに修正・加筆していく。とりわけ、富野先生、阪口先生、大矢野先生を中心にした各自の提案を協議する。

次回の研究会で方向性を示す。

公共政策カリキュラムの事例研究として、英国のカリキュラム分析は RA 新井の報告、日本のカリキュラム分析は RA 田村の報告を基に、来年 1 月の国際シンポまでに概要をまとめる。

2、GP について

次に、阪口先生による文科省が推進している GP (good practice) 「特色ある大学教育支援プログラム」および「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に関する報告がレジюмеをもとに行われた。内容は、レジюме参照。

...地域連携に関する大学の取り組みの事例

...先進的な取り組みの事例

各大学が申請して、そのうちの 1 割程度が採択

採択数が多数あるため、注目すべき事例を富野先生が選定して後日阪口先生と相談し、次回以降の研究会で検討することが確認された。

3、その他(来年 1 月の国際シンポについて)

最後に、富野先生による来年度の 1 月に実施予定の国際シンポジウムに関する説明が行われた。

次回の研究会は、下記の日程をメーリングリストに流して調整することになった。

11 月 20 日前後

25日(金)午後4時～
26日(土)午後3時～
28日(月)午後6時～(食事付)

以上